3-5 予防接種

3-5-1 金沢市における予防接種事業

（令和3年3月31日）

区分	種別			対象者	通知方法 周知方法		実施場所	実施月
予防接種法（定期・A類）	麻しん 風しん 混合		1期	生後12か月～24か月に至るまでの間にある児	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年
			2期	小学校就学前1年間にある者（幼稚園等年長児）	個別通知	個別	予防接種 協力医療機関	通年
	三種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風		1期初回	生後3か月～90か月に至るまでの間にある児		個別	予防接種 協力医療機関	通年
			1期追加	1期初回終了後1年～1年半（90か月に至るまでの間）		個別	予防接種 協力医療機関	通年
	四種混合 ジフテリア 百日せき 不活化ポリオ 破傷風		1期初回	生後3か月～90か月に至るまでの間にある児	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年
			1期追加	1期初回終了後1年～1年半（90か月に至るまでの間）	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年
	ジフテリア 破傷風 2期			11歳以上13歳未満の者	個別通知	個別	予防接種 協力医療機関	通年
	ポリオ	不活化	2期初回	生後3か月～90か月に至るまでの間にある児		個別	予防接種 協力医療機関	通年
			1期追加	1期初回終了後1年～1年半（90か月に至るまでの間）		個別	予防接種 協力医療機関	通年
	日本脳炎		1期	生後6か月～90か月に至るまでの間にある児 （初回の標準的な接種時期は3歳～4歳に達するまで）	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年
			2期	高校3年生	個別通知	個別	予防接種 協力医療機関	通年
			特例措置	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの者で9歳以上20歳未満の者	個別通知	個別	予防接種 協力医療機関	通年
	結核（BCG）			生後1歳に至るまでの間にある児 （標準的な接種時期は生後5か月から生後8か月に達するまで）	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年
	Hib（インフルエンザ菌b型）感染症			生後2か月～生後60か月に至るまでの間にある児	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年
	小児の肺炎球菌感染症			生後2か月～生後60か月に至るまでの間にある児	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年
	子宮頸がん			小学6年生～高校1年生女子		個別	予防接種 協力医療機関	通年
	水痘			生後12か月～生後36か月に至るまでの間にある児	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年 （H26年4月から）
	B型肝炎			生後1歳に至るまでの間にある児	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年 （H28年10月から）
	ロタウイルス			生後24週～生後32週に至るまでの間にある児	個別通知 生後2か月頃	個別	予防接種 協力医療機関	通年 （R2年10月から）

※予防接種法政省令改正（H18.6.2付け）により、麻しんワクチン・風しんワクチンも追加された。
※20年度より、麻しん風しん混合3期・4期が追加された。（20年度から5年間のみの措置）
※平成21年6月から、日本脳炎予防接種第1期について新ワクチンが接種可能となり、平成22年8月から第2期についても接種可能となる。そのための特例措置として、2期接種対象者のうち、1期未接種者へ未接種分接種券の交付を可能とした。（H22.8.27国通知）
※日本脳炎にかかる定期の予防接種について、平成7年6月1日から平成19年4月1日前の間に生まれた者の対する対象者を4歳以上20歳未満の者とした。（H23.5.20改正）
※麻しん及び風しん予防接種第4期の対象者に高校2年生相当の年齢の者が追加された。（H23年度のみの措置）
平成23年10月1日からは、平成7年4月2日から平成7年5月30日生まれ者に対して、20歳未満までの間、救済措置のため市全額負担の任意予防接種を開始した。
※平成24年秋期から生ポリオの集団接種を廃止し、同年9月に不活化ポリオ予防接種第1期初回を定期予防接種とし、同年10月23日に不活化ポリオ追加を定期予防接種とした。
※平成24年11月1日から、四種混合予防接種を定期予防接種とした。
※平成25年1月30日から、定期予防接種の期間内に長期療養等で定期予防接種ができず、やむをえないと認められる場合、接種不適当要因が解消された後2年間定期予防接種が接種できるようになった。
※平成25年4月より、BCG予防接種の対象年齢が1歳の前日までに拡大し、集団接種から個別接種に変更となった。
※平成25年4月1日から、ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がんワクチンが定期予防接種となり、日本脳炎予防接種の特例対象者が平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者から平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの者に変更となった。
※平成25年6月から、生後2か月目の児に予防接種券（17枚6種類）を冊子として送付開始した。
※平成25年6月から、日本脳炎第1期予防接種が未接種な8歳になる者（小学2年生）と、第2期が未接種な18歳になる者（高校3年生相当）に接種勧奨するため接種券を送付した。
※平成25年7月から子宮頸がん予防接種の積極的な勧奨を差し控えた。
※風しんの大流行をうけ、大人の風しん予防接種の助成を実施（助成対象接種期間H25.7.1～H25.12.31）
※平成25年度の高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用一部助成制度の対象者を75歳とした
※平成25年小児用肺炎球菌が7価から13価へのワクチンへ変更となる
※平成26年4月1日から、1歳未満の者が県外で受けた定期予防接種の費用について助成を開始した。
※平成26年10月1日から、水痘・高齢者肺炎球菌感染症予防接種が定期予防接種となった。
※平成28年6月から、日本脳炎第2期予防接種が未接種な10歳になる者（小学4年生）に接種勧奨するため接種券を送付した。
※令和2年10月1日から、ロタウイルス予防接種が定期予防接種となった。